

第44回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和3年6月9日(水) 9:30~10:04

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただいまから第44回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議を開催いたします。

本日の手話通訳者は、亀田郁さんと、障害福祉課 山上美紀さんのお二方です。はじめに、新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の対応状況等につきまして、統括調整部長より説明いたします。

○橋本統括調整部長

それでは資料1を御覧ください。危機対策本部の対応状況についてです。

本日の会議の開催趣旨ですが、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保及び感染拡大の影響を受ける事業者等への支援に要する経費について、6月補正予算案として取りまとめたことから、この点について後ほど関係部局よりそれぞれ説明するというものです。もう1点が感染拡大の防止に向けた対応の確認となっております。

2の発生状況等については後ほど健康福祉部から説明があります。

次に2ページからの対策本部各部の対応状況ですが、前回からの主な追加変更点はアンダーラインで資料に示してありますので、後ほど御確認いただければと思います。このうち、10ページの一番上の項目にあります健康福祉部の飲食店感染防止対策に関する県の第三者認証制度につきましては、後ほど健康福祉部から説明があります。

この資料については以上です。

○坂本危機管理局次長

感染症の状況及びあおもり飲食店感染防止対策認証制度につきまして、健康福祉部長から説明いたします。

○奈須下健康福祉部長

それでは資料2等に基づいて、新型コロナウイルス感染症の感染者の状況等について御報告いたします。

まず、資料2を御覧ください。県内の状況ですが、感染者の発生状況、これは6月8日16時30分現在となっております。これまでに判明した感染者の数は2,436名、入院中の感染者75名、宿泊療養施設利用者23名、自宅療養者20名となっております。検査の状況、相談件数等については以下のとおりとなっております。なお、次のページに療養・検査状況等の詳細について記載しております。

次に、資料3で現在の感染の状況について御説明いたします。まず、スライド1番の陽性者数の推移のグラフになります。グラフを御覧いただければわかりますように、ここ数日程度は新規陽性者が減少している傾向が見て取れます。

次のページを御覧ください。新規系統数の推移になります。これも新規陽性者数の発生状況と同様に、ここ数日で5月下旬から減少傾向にあります。その下の感染症の発生状況、居住地保健所別ですが、県全体で2,436人、うち青森市保健所管内1,027人、弘前保健所管内750人などとなっております。

次の4番のスライド、居住地域市町村別の5月の感染者の発生状況の規模感を表したものになります。5月に関しては、県内各圏域で感染者数が急増した月でして、この5月の1か月間の市町村別の感染者の状況をまとめたものです。

その下の5番のスライド、陽性者数の推移（圏域別）とありますが、6つの保健医療圏ごとに、人口10万人あたりの1週間の新規陽性者数を折れ線グラフに表したものです。当初4月から5月にかけて青森市保健所管内、弘前保健所管内で新規陽性者が急増していましたが、月末頃からは新規陽性者数が減少しております。黄色の横棒がステージ3相当の人口10万人あたり1週間で15人、それから赤色の横棒がステージ4相当で人口10万人あたり1週間で25人の新規陽性者が発生したという基準になっておりますけれども、現時点では、いずれの圏域もステージ3を下回るような状況になっております。

次のページを御覧ください。6番のスライドは療養者数の推移となっております。5月下旬から新規陽性者数が減少してきた傾向と併せて、療養者数も減少しております。ただし一番下の青色で示した要素が、医療機関への入院患者数になりますが、療養者数全体は大きく減っていますけれども、この医療機関への入院患者数は、ほぼ横ばいを続けております。これは高齢者の方の入院が長期化する傾向にあるということと、全体の新規陽性者数が減っても、病床については、なかなか空かない状況にある、医療機関から退院できる患者が、新規の患者数に追いついていかないということがありますので、依然として病床の利用についてはかなり厳しい状況にあるということになっております。

次の7番の圏域別の病床使用率ですが、圏域ごとに確保病床に占める入院患者の割合を示したものになります。西北五地域が71パーセントと最も高くなっております。続いて津軽地域53%、青森地域24パーセントとなっております。特に県の西半分、津軽地域の病床使用率が高い状況が続いております。

次に最後のスライドになりますが、変異株の発生状況ということになります。現時点で検出されているのはN501Y変異株になりますけれども、4月の変異株の割合が1パーセントであったものが、5月には24パーセント、6月に入ってから42パーセントと、本県においても着実に変異株に置き換わりつつあるということが見て取れると思います。N501Y変異株は従来株より感染しやすい可能性があります。また重症化しやすい傾向も指摘されております。変異株については原則入院が必要となりますので、変異株の割合が増えていきますと入院病床への圧迫が懸念されるということになります。資料3については以上となります。

続きまして、資料4のあおり飲食店感染防止対策認証制度について御報告いたします。既に予算の専決処分をいただいておりますが、この認証制度の申請受付を6月9日、本日から開始することといたしております。この認証制度については、資料の認証の流れにありますように、飲食店から認証申請をいただきまして、県でその申請をいただいた飲食店の現地調査を行い、基準に合致している場合は認証し、ステッカーを交付し、また県のホームページで店名を公表するというところで実施してまいります。

それからこの認証と合わせまして、次のページを御覧ください。

この認証を受けた方、あるいはこの認証を受けようと考えている方については、この認証に必要な基準を満たすため、感染防止対策を取るための設備備品等の整備について、県で補助をすることとしております。具体的には補助対象経費のところにありますが、パーティション、アクリル板、消毒液自動噴霧器、二酸化炭素濃度測定器等、感染防止対策に必要な機器等について購入する場合に、この補助を受けることができます。この補助につきましては4月1日以降に飲食店の施設内に設置したものが対象としており、こういった飲食店における感染防止対策が適切に取られることによって、県民の皆様が安心して飲食店を利用できるということにつながるということで、本日から申請受付を開始し、なるべく早く、多くの飲食店に周知し、御利用いただきたいと思いますと考えております。以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて、令和3年度6月補正予算案につきまして、総務部長より説明いたします。

○鉄永総務部長

資料5をお願いいたします。6月補正予算案の新型コロナウイルス感染症対策関連経費の概要について御説明いたします。総額につきましては下の表にありますように、124億4,800万円余となっております。

まず1番の感染防止対策の推進と医療提供体制の確保につきましては、主なものとしてワクチン集団接種に係る医療従事者の派遣及び個別接種に係る医療機関の体制強化等に対する支援ということで26億1,900万円余を計上しております。

また、2番の感染拡大の影響を受ける事業者等への支援ということで、感染拡大の影響を乗り越え事業継続に取り組む事業者に対する支援に42億9,000万円余、また県内旅行需要創出のための宿泊割引キャンペーンの実施に33億300万円余、また生活福祉資金の緊急小口資金等の特例貸付原資の積み増しに6億7,000万円を計上しております。全体は以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、今回の補正予算案の主な事業につきまして、各部より説明いたします。健康福祉部長をお願いします。

○奈須下健康福祉部長

資料6に基づきまして、まず始めに健康福祉部関連の予算案について御説明いたします。

1枚めくると一覧表があります。まず保健医療提供体制の強化ということで、1つ目の保健所感染症対策体制強化事業費です。これは国が設置いたします新たな人材バンクでIHEATと言いますが、これを活用して保健所における積極的疫学調査等に係る職員体制を強化するための経費となります。

次に新型コロナウイルス感染症検査体制強化事業費です。これにつきましては4月以降に急増しているPCR検査に対応するための経費となります。

3つ目の新型コロナウイルス感染症検査機器等整備事業費、次の4つ目の新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助、この2つにつきましては、県環境保健センターあるいは医療機関のPCR検査機器等の整備に関する経費となります。

次の新型コロナウイルス感染症軽症者等受入体制整備事業費につきましては、宿泊療養施設の確保に要する経費となります。

最後に新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費とありますけれども、これにつきましては別紙で後ほど説明いたします。

次に2番目の、生活困窮者等への支援です。

始めに、生活福祉資金貸付費補助についてです。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業又は失業により収入が減少した世帯に対して、生活資金を貸し付けするものになります。

次に新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費です。これにつきましては、先ほどの生活福祉資金の特例貸付を終了してもなお生活に困窮している世帯に対し、自立支援金を給付するものであります。

3つ目の低所得のひとり親世帯向けの給付金についてです。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、町村部の低所得のひとり親世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものです。

最後にひとり親家庭住宅支援資金貸付事業費補助です。これにつきましては、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸付するものです。

次に1ページおめくりいただきまして、先ほどちょっと触れました新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費です。高齢者向けワクチン接種につきましては、国から7月末までに完了するようという指示もありまして、本来、高齢者向けのワクチン接種につきまして

は市町村が実施主体となっておりますけれども、この7月末までに高齢者接種を終えるために、例えば土曜日、日曜日ですとか、時間外に接種をする必要があります。そういった中で、集団接種を時間外や休日に行う場合、その集団接種会場へ医師や看護師等を派遣する医療機関に対して、医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円を上乗せで県が支給するものであります。

次に、個別接種に係る医療機関への支援ということになります。これは①にありますように、診療所における接触回数を底上げするために、週100回以上の接種を7月末までに4週間以上行う場合については、1回当たり2,000円の上乗せをする。さらに、週150回以上実施する場合には、プラス3,000円の上乗せを県から行うということになります。

また②の接種施設数の増加に対する支援につきましては、医療機関が1日50回以上のまとまった規模の接種を行った場合は、1日当たり10万円を交付するといったものになります。

いずれの経費につきましても、本来市町村が実施する高齢者接種について、ワクチン接種を前倒しで行うために、土曜日・日曜日、時間外に医師あるいは看護師等の医療従事者を派遣していただく医療機関へ、県が上乗せで支援を行うという内容になっております。私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて商工労働部長お願いいたします。

○相馬商工労働部長

資料の3ページをお願いします。商工労働部からは中小企業者等事業継続支援金給付事業費について説明いたします。予算額は42億9,053万7千円となっております。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして1年以上に渡り幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、事業継続に意欲的に取り組む県内中小企業者等に対し支援金を給付するというものです。

制度の概要は、四角の囲みの中に記載していますが、名称は青森県中小企業者等事業継続支援金。給付の対象といたしまして、飲食店や取引事業者、観光関連事業者をはじめとした幅広い業種の中小企業者等ということで、事業者の形態を含めまして昨年度実施しました新しい生活様式対応推進応援金と同様の範囲を考えています。それから給付の要件ですが、1つ目として感染症の影響により令和3年1月から6月の間で連続する2か月の合計事業収入が、前年又は前々年同期比で30パーセント以上減少していること。2つ目として現に事業活動を行っているとともに、事業継続に向けたプランを有していること。ということで、この2つ目の要件につきましては、囲みの下、左側になりますが、事業継続の意思を確認するというので、そこに記載してありますいずれかの書類の提出を求めるとしてあります。

1つ目として事業継続に向けた今後の取組等を記載した事業継続計画書ということで、金融機関等の確認を受けたもの、2つ目としてコロナ関連融資や競争的資金ということで補助金や助成金が当たりますが、この活用を証する書類の写し、3つ目として雇用調整助成金の支給決定通知書の写し、4つ目として先ほど説明がございました飲食店感染防止対策認証制度の認証を受けたものの写し、ということを考えていまして、この中のいずれかを提出をお願いすることとしてあります。

囲みの中に戻って、給付額ですが、1事業者当たり法人60万円、個人事業主30万円の定額ということとしてあります。対象者数につきましては、中小商工団体のアンケート調査等を基にいたしまして約1万者を想定しています。

最後に実施体制ということで、囲みの下、右側になりますが、今回の実施に当たりましては、申請の受付及び支給事務を商工会議所・県商工会連合会の商工団体に委託することとしておりまして、支援金の迅速かつ円滑な給付に努めていきたいと考えております。以上です。

○坂本危機管理局次長

続いて観光国際戦略部お願いいたします。

○沖沢観光国際戦略部次長

4ページ目をお願いいたします。観光国際戦略部では観光庁の補助金を活用しまして、県内旅行誘客促進キャンペーン事業費、33億330万円。観光安全安心強化事業費、2億100万円。合計35億430万円を計上しております。

1つ目の県内旅行誘客促進キャンペーン事業費は、観光需要の回復に向けまして県民の県内旅行を対象とする青森県おでかけキャンペーンを実施するものであり、キャンペーン対象施設に宿泊した場合の旅行代金、1人当たり5,000円、50パーセントを上限として割引するほか、県内の観光施設等で使用できるクーポン券2,000円の付与について、それぞれ39万人泊分を予定しております。

2つ目の観光安全安心強化事業費は、今年度既に県独自で実施しております、感染防止対策補助制度の拡充を図るものです。現行の制度は宿泊事業者、観光事業者、観光遊覧船事業者を対象に、消毒機器や非接触型機器などの購入、施設の抗菌化などの経費につきまして、補助率4分の3、補助上限額400万円で行っているところですが、このうち宿泊事業者につきまして、補助上限額を施設規模に応じまして最大750万円に引き上げるものです。以上です。

○坂本危機管理局次長

ここまでの説明に対しまして質問等があれば、よろしいですね。それでは本部長から指示事項とメッセージをお願いいたします。

○三村本部長

まず指示事項であります。

先ほど関係部長から報告がありました令和3年度6月補正予算案につきましては、県議会第306回定例会に提案いたします。

県議会においては、事業目的、効果等について、議員の皆様方や県民の皆様方にしっかりとお伝えできるよう丁寧に説明を尽くし、御理解をいただくようそれぞれお願いいたします。

また、先般、補正予算の専決処分を行いましたあおもり飲食店感染防止対策認証制度につきましては、本日、6月9日から申込の受付が始まりますので、多くの飲食店に利用いただけるよう広く周知いたしますとともに、迅速に認証等の手続きを進めるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、様々な対策を講じてきたところでありますが、引き続き、しっかりと感染拡大を抑え込み、ワクチン接種体制を強化し、そして、県民生活を支え、地域経済の回復を図ることに総力を挙げていく必要があると考えております。

各部にあっては、これまでの対策に今回追加する取組も合わせて、最大限の効果が得られるよう、県庁のチームワークを生かし、国、市町村及び関係機関とも連携しながら、一丸となって取り組むよう指示をいたします。

続いて、県民の皆様方にお話させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算につきまして、来る6月14日に開会されます県議会第306回定例会に、令和3年度6月補正予算案として124億円余の感染症対策関連経費を提案いたします。

今回の補正予算は、青森県における新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえまして、感染防止対策の推進と医療提供体制の確保に取り組みますとともに、感染拡大の影響を受ける事業者等を支援するのに要する経費について、所要の予算措置を講ずるものです。

具体的には、

- 検査体制や積極的疫学調査のための保健所機能の強化
 - ワクチンの集団接種に係る医療従事者の派遣や個別接種に係る医療機関の体制強化等に対する支援
 - 生活困窮世帯や低所得のひとり親世帯に対する支援
 - 厳しい経営状況の中で事業継続に取り組む中小企業者等に対する支援
 - 宿泊施設における感染防止対策に対する支援と県民向けの県内旅行誘客促進キャンペーンの実施
- などに取り組んでいくこととしています。

次に、先般、補正予算の専決処分を行いましたあおもり飲食店感染防止対策認証制度についてですが、認証取得や、関連する設備等整備に対する補助金に係る申込の受付を、本日、6月9日から開始いたします。

詳しくは、県庁ホームページ等で御確認いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症に対しては、様々な対策を講じてきたところではありますが、今般の補正予算の取組も加えまして、県民の皆様方の命を守るためにしっかりと感染拡大を抑え込み、ワクチン接種体制を強化し、そして、県民生活を支え、地域経済の回復を図ることに総力を挙げていく考えです。

さて、最近の感染状況ですが、依然として新規感染者が継続して確認され、新たなクラスターも発生いたしております。予断を許さない状況が続いておりますが、新規感染者数は一時期より落ち着きを見せております。

これは県民の皆様方の御協力が形として現れてきているものと感じており、心から感謝いたします。本当にありがとうございます。

その一方で、県内でもN501Yの変異を有する変異株の発生割合が増加していることに注意が必要です。この変異株の特徴ですが、一般的には感染力が強く、重症化しやすいと言われておりまして、感染者との短時間の接触でも感染している事例も見受けられる状況です。

現在、感染拡大を抑えるために「みんなで静かに過ごしましょう」と呼びかけているところでありまして、繰り返しになりますが、県民の皆様方に改めて基本的なことからお願いをさせていただきます。

新規感染者数が減ってきたとしても油断せずに、引き続き基本的な感染防止対策を継続することをお願いしたいと思います。変異株であっても感染防止対策の基本は同じです。マスクを適切に着用し、人との距離を保ち、こまめに手洗い・手指消毒を行うことの徹底をお願いいたします。

その上で、家庭や職場、学校等で毎日のように生活や仕事などの行動を一緒にしている人、これが「普段一緒にいる人」ですが、それ以外の方との接触はできるだけ避けるようにしていただければと思います。

たとえ親戚や友人、近所の方であっても、毎日のように一緒に行動していない方は、「普段一緒にいる人」ではありません。その方々との会食・会合等は控えるようお願いいたします。

また、感染リスクが高い場所への外出・移動は避けてくださるようお願いいたします。

そして、毎日検温しまして、風邪症状などがみられた場合には出勤・登校・外出をせず、他の方との接触を極力避けるようお願いしたいと思います。

事業所や施設等では、ひとたびクラスターが発生すれば、濃厚接触者を含めて多くの職員が出勤できなくなり、関係する事業活動が数週間以上停滞する、要するに活動できなくなるおそれがあります。そこで、何とぞ事業所や施設等の管理者の方におかれましては、風邪症状などがみられる時には「休みを取る・取らせる」ことの徹底をお願いしたいと思います。

「感染拡大を防ぐ」「医療提供体制を保つ」「みんなの命を守る」、そのために、何とぞ県

民の皆様方一人お一人がお互いを守り合う気持ちで、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げる次第です。力を合わせて、この新型コロナウイルス感染症を克服してまいりましょう。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。